

# データ送受信サービス契約約款

データ送受信サービス契約約款は廃止します。

## 附 則

(実施期日)

1 この約款は、令和6年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この約款実施前に、廃止前のデータ送受信サービス契約約款の規定により支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとします

。

(損害賠償に関する経過措置)

3 この約款実施前にその事由が生じた廃止前のデータ送受信サービス契約約款に定めるデータ送受信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします

。